［事案 2024-21］保険料払込免除等請求

・令和７年５月２日　裁定終了

※本事案の申立人は、［事案 2024-20］および［事案 2024-22］の申立人、［事案 2024-23］の申立人代表者と同一人である。また、［事案 2024-79］の申立人代表者の子である。

＜事案の概要＞

保険料の払込免除等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和５年５月上旬に入院して手術を受け、同月中旬に横行結腸がんと診断され、同月下旬に病名告知を受けたため、令和３年９月に契約した医療保険と就業不能保障保険にもとづき保険料払込免除の請求をしたが、横行結腸がんは上皮内がんであり保険料払込免除特則の対象外である旨の回答があった。しかし、以下の理由により、保険料が免除されることの確認を求めるとともに、既払込保険料相当額の慰謝料を支払ってほしい。

(1)募集人に対し、すべてのがんが保障対象となる保険を提案してもらうよう依頼し、募集人から提案を受けた本契約について契約した。

(2)申込時、募集人から、がんの種類や浸潤度により、保障の対象外になるがんがあるとの説明がなかった。もし、そのような説明を受けていれば、保険料の支払額が増えたとしても、すべてのがんを保障対象とする保険の申込みをしていたはずである。

(3)募集人に対して、がんと言われた場合の手続の流れ等を確認した際にも、がんの種類や浸潤度により、保障の対象外になるがんがあるとの説明はなかった。

(4)自分は、保険料払込免除の請求書の記載の時まで上皮内がんという言葉を聞いたことがなかった。上皮内がんという言葉を聞いたことがなかったということは、募集人が、申込時に説明をしていないということである。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、申立人から、「すべてのがんが対象になる保険の提案の要請」をされた事実はない。意向確認書にも、「病気・ケガ・介護・就業不能のときの保障」にのみ〇が付けられており、「がんや特定疾病の保障」には〇がされていない。

(2)募集人は、本契約の募集時、パンフレットや設計書を用いて説明をしており、また、申込手続の際にもご契約のしおり・約款を交付し、保険料払込免除特則の対象となる悪性新生物を含めて情報提供をしている。その際、募集人は、全てのがんが対象となる旨の説明はしておらず、そのように誤認されるような説明もしていない。

(3)病理組織診断の結果によると、本契約の約款に定める保険料払込免除特則の対象となる悪性新生物に該当しない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人母、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出

せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。